

徳島県発注工事等を受注した皆様へ

「令和5年3月から適用する徳島県土木工事設計労務単価」については、最近の労働市場の実勢価格や、法定福利費相当額、義務化分の有給休暇取得に要する費用、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、加えて、下請企業を経由せず、元請企業から直接技能者に支給する手当を新たに反映しているものとなっています。これを技能労働者の賃金に適切に反映させて、技能労働者の確保や就労環境の改善などにつなげることが重要と考えています。

また、令和元年6月には、新・担い手3法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法の改正が行われ、基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金による請負契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が新たに規定されております。

したがいまして、請負契約を締結した工事等の受注者は、上記趣旨をふまえ、技能労働者の賃金水準の引き上げや、適正な契約金額による下請契約の締結（既に締結している下請契約の金額の見直しを含む。）等について適切に対応するようお願いいたします。

徳 島 県